

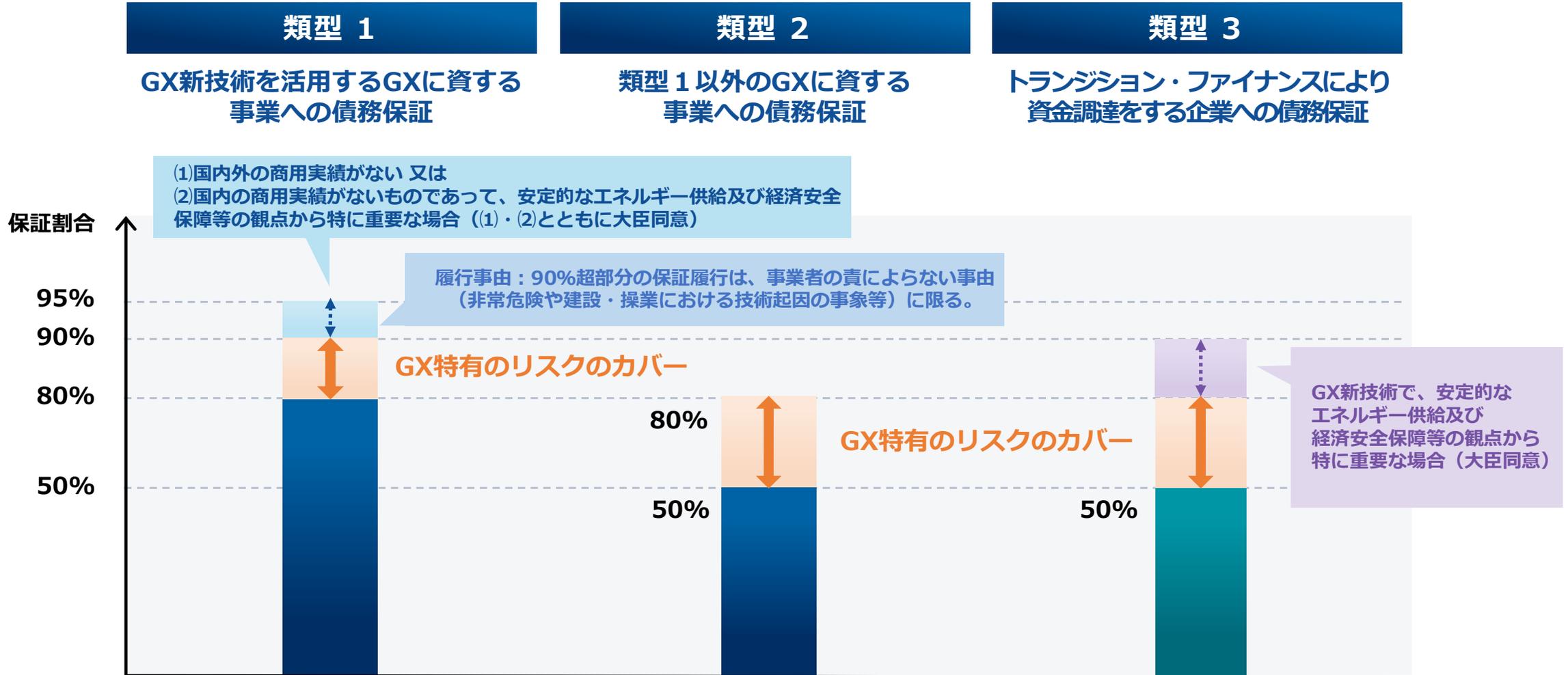
債務保証の考え方（類型毎の保証割合）

類型毎の保証割合

- GX新技術（国内の商用実績3件程度以下であって、経済産業省・技術有識者と協議を経たもの）の社会実装を特に推進する観点から、**類型1**の保証割合は、貸付総額の**原則80%以下**とし、**類型2・3**の保証割合は、貸付総額の**原則50%以下**とする。
- その上で、**GX特有のリスク（市場リスクや制度変更リスク）**が認められる場合、**類型1**は貸付総額の**90%**までの保証割合を措置し、**類型2・3**は貸付総額の**80%**までの保証割合を措置。
- さらに、**類型1**は(1)**国内外の商用実績がないもの**又は(2)**国内の商用実績がないものであって、エネルギー安定供給及び経済安全保障等の観点から特に重要**であると認められる場合には、**経済産業大臣の同意**の上、貸付総額の**95%**まで、**類型3**は**GX新技術を活用し、かつエネルギー安定供給及び経済安全保障等の観点から特に重要なもの**は、**経済産業大臣の同意**の上、貸付総額の**90%**までの保証割合を措置。

※ なお、類型1に関しては、貸付総額の90%超～95%までの保証部分の履行は、事業者の責によらない事由（非常危険や建設・操業段階のリスク）に限る。

債務保証の考え方（類型毎の保証割合）



※機構の債務保証付の貸付債権において、金融機関がリスクテイクする部分（欠け目）を設け、欠け目を控除した上で、機構が保証を付する部分が、上述の保証割合の範囲内になるようにする。